

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)制度について

自動車臨時運行許可制度とは

自動車を道路上で運行するためには、自動車の登録・検査を受けていることが必要です。

しかし、自動車の製作から登録までの区間の運行や、車検切れの自動車を検査のために車検場や整備工場へ運行するときなど、登録・検査に適応させるために運行しなければならない場合があります。臨時運行許可制度とは、そのような本来道路上を運行してはならない自動車について、一時的に運行許可を与え道路を運行させる制度のことをいいます。

臨時運行許可基準(許可の対象となる運行)

【新規登録・検査及びそのための整備、継続検査及びそのための整備】

- ① 新車または中古車の新規検査・新規登録または予備検査を申請するために、陸運支局等へ現車を呈示するための回送。また、その整備のため整備工場へ入庫するための運行。
- ② 車検の切れた自動車の継続検査、臨時検査または構造等変更検査の申請をするために陸運支局等へ現車を呈示するための回送。またその整備のため整備工場へ入庫するための運行。

【その他】

※本来、自動車の検査・登録上必要な運行の場合に限定されております。

- ③ 自動車の製作・架装業者が自己の製作(架装)した自動車の性能試験のために行う運行
※業者に限ります。また、販売のための試乗は該当しませんのでご注意ください。
- ④ ナンバープレートの盗難等による紛失、毀損による、再交付・番号変更手続き・封印の取付のための陸運支局等への運行。
- ⑤ 自動車の製作または販売業者の販売もしくは引渡しのための運行。

【臨時運行許可の対象とならない場合】

- ① 車検の有効期限が切れた車やナンバープレートのない車を単に移動させるとき
(例: 廃車場や別の保管場所へ運びたいなど)
- ② 継続して使用しないので登録・検査を受けていない車を一時的に使用する場合
- ③ その他、この制度の目的以外で使用する場合など
(例: パレード参加、サーキット走行、モーターショーへの出品など)

許可の対象車両となる車両

普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、自動二輪車(250ccを超えるもの)で自賠責保険に加入しているもの。

通常道路以外の場所で使用する車両等道路運送車両法が適用されない自動車は対象外になりますが、道路を運行するには、必ず自賠責保険の加入が必要です。

許可期間

申請日を含めて最大5日間。

目的地や経路から判断し、5日を限度に必要な最小日数を許可します。

申請の手続き

運行初日またはその前日に申請できます。

前もって申請することはできませんので、ご注意ください。

【申請できる窓口】

臨時運行しようとする「出発地」「経由地」「目的地」のいずれかの臨時運行許可を取扱っている市区町村の事務所で申請できます。

(注: 多気町を通らない場合は、多気町で申請することはできません)

【多気町の申請先】

多気町役場 総務税務課(臨時運行許可担当) 電話: 0598-38-1112

【申請に必要なもの】

- ① 自動車臨時運行許可申請書（窓口にあります）
- ② 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）証明書（原本）
- ③ 自動車検査証等、車体番号や車名、車体の形状のなどが確認できる書類（原則原本）
- ④ ナンバー盗難による再交付の場合は警察署への届出書類
- ⑤ 窓口へこられる方の本人確認書類（運転免許証など）
- ⑥ 申請者、窓口へこられる方の印鑑（個人で申請するときは認印、法人で申請する場合は社印）
- ⑦ 手数料（1件につき750円）

【運行期間が満了したとき】

臨時運行許可の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、臨時運行許可証と臨時運行許可番号票（仮ナンバー）をすみやかに返却してください。

有効期間を過ぎても返却されない場合や、虚偽の申請により許可を受けた場合、不正に使用した場合等は、道路運送車両法により6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられます。

【臨時運行許可番号票等を紛失したとき】

管轄の警察署に遺失届けを行い、町の窓口へ「紛失届」を提出してください。その後において臨時運行許可番号票（仮ナンバー）が見つからない場合は、実費弁償していただきます。